

「糠内学園いじめ防止基本方針」

令和7年4月

令和2年10月制定

令和7年 4月改定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条、幕別町いじめ防止基本方針を受け、糠内学園の全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を利用したインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止

(1) 考え方	①「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの防止に取り組む ②「いじめは決して許されない行為である」という認識を共有させる。また、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等の道徳性を育むとともに、全ての児童生徒が安心で、自己有用感や充実感が感じられる環境をつくる。 ③「いじめは決して許されない行為である」という認識を社会全体で共有するため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となっていじめの防止に取り組む。
(2) いじめについての共通理解	①いじめについて校内研修や職員会議等で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。 ②全校集会や学級活動等で「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を醸成する。 ③「いじめとは何か」について具体的な認識を共有できるような掲示に努める。
(3) いじめに向かわない態度・能力の育成	①各教科では、言語活動や指導方法、指導形態の工夫等により、人間関係形成能力を高める児童生徒指導の機能を生かした授業づくりを目指す。 ②特別の教科道徳では、豊かな体験から得た道徳的価値の自覚を深め、実生活で活用できる人間関係形成能力の育成に努める。 ③特別活動では、学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図る。児童生徒の主体性を重んじ、特に、人とのかかわりの中で自分のよさや可能性、役割を認識する力、他者の個性を理解する力をはぐくむ。また、性犯罪・性暴力の防止における「生命（いのち）の安全教育」の推進に努める。 ④総合的な学習の時間では、目的意識に裏打ちされた活用と探求の学習活動の中で、他者に働きかける力、多様性を理解する力、コミュニケーション・スキル等をはぐくむ。

3 早期発見

(1) 基本的事象	①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。 ②ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いをもって、複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知する。 ③児童生徒が示す小さな変化や危険信号を捉え、積極的な情報の共有に努める。
(2) 早期発見のための措置	学園の各学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。 ①定期的ないじめアンケートや個別面談等により実態把握に努める。 ②休み時間等の日々の見取りや、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努める。 ③平素から家庭との情報連携に努める。 ④国や北海道が開設するオンラインでの悩み相談窓口を活用する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的なおさえ	①いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 ②対象児童生徒を守り通すとともに、関係児童生徒には毅然とした態度で児童生徒の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行う。 ③全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係・専門機関と連携し対応にあたる。
(2) 発見・通報を受けたときの対応	①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 ②児童生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 ③ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確にかかわる。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。 ④「いじめ防止対策組織」に速やかに情報を報告し、その後は組織で対応する。 ⑤速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。 ⑥事実確認の結果は、校長が責任をもって幕別町教育委員会に報告するとともに対象・関係児童生徒の保護者に連絡する。 ⑦児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
(3) 対象児童生徒又はその保護者への支援	①「あなたが悪いのではない」と明確に伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意しながら、児童生徒からの事実関係の聴取を行う。 ②児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。 ③家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、対象児童生徒を徹底して守りとおすことや秘密を守ることを伝える。 ④事態の状況に応じて、複数の教職員による協力体制を構築し、見守り等により、対象児童生徒の安全を確保する。 ⑤いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を図る。 ⑥状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得る。 ⑦解決後も継続的な支援や、判明した情報の適切な提供に努める。
(4) 関係児童生徒又はその保護者への支援	①関係児童生徒からも事実関係の聴取を行う。個人情報やプライバシーには十分に留意する。 ②いじめが確認された場合、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。 ③事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。 ④関係児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ⑤関係児童生徒が抱える問題など、いじめの多様な背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。 ⑥教育的配慮のもと、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒等の必要な措置を講じる。
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	①いじめを見ていた児童生徒に対しても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。 ②同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。 ③いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせ、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
(6) ネット上のいじめへの対応	①ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。 ②情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。 ③学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

5 いじめ防止対策組織の設置

- ①各学校で、校長、教頭、該当担任、指導部担当、養護教諭、PTA三役、糠内学園学校運営協議会委員からなる、いじめ防止対策組織を設置する。
- ・ただし小規模校である学園の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

・PTA 三役、糠内学園学校運営協議会委員については、必要に応じて出席を要請する。

②いじめ防止等を実効的に行うため、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者の協力を得る。

6 情報の共有

学園内におけるいじめに関わる情報は、学園内の全職員が共有する。

7 学園評価の活用

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

8 家庭や地域との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。学園、PTAでいじめの問題について協議する機会を設ける等、地域と連携した対策を推進する。

【参考資料】

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」文部科学省

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合において、町長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置を教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組む。

各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。また、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築しておく。

10 いじめ対策年間基本計画

基本計画をもとに、各学校の実態に応じて詳細を検討し、推進する。

月	対 策 内 容
4月	・「いじめ対応」の保護者への周知・説明（参観日・学校だより等） ・第1回 いじめ対策委員会（必要に応じて）
5月	・いじめに関する学級指導の実施
6月	・第1回いじめアンケートの実施（校内状況の把握・対応状況の説明） ・教育相談（個人面談） ・第2回 糠内学園学校運営協議会
7月	・第2回 いじめ対策委員会（必要に応じて） 学校運営協議会
8月	
9月	・いじめ防止指導強化月間
10月	・教育相談（個人面談） ・第3回 糠内学園学校運営協議会
11月	・第2回いじめアンケートの実施（校内状況の把握・対応状況の説明） ・児童会、生徒会による「いじめ根絶」の取組
12月	・第3回 いじめ対策委員会（必要に応じて）
1月	・第4回 糠内学園学校運営協議会
2月	・第4回 いじめ対策委員会（必要に応じて）
3月	・第1回 糠内学園学校運営協議会